

3 ○○○○氏

○○○○の社長である○○○○氏より、「○○○○の代表取締役の名前だけ貸してほしい（○○○○氏自身が代表取締役になると、ふるさと雇用の支援が受けられない）」と依頼され名前を貸したものであり、○○○○の実務や経理には全く関与しておらず、事業の内容も知らなかった。

自分の名前が出ることにより、不利益が生じる。

4 ○○○○氏

- ・ ○○○○は、今回の委託事業に一切関係していない。
書類の開示により、○○○○の名称、住所、代表者名を、恣意的に流布されるおそれがある。
- ・ ○○○○は、○○○○から合同公演の話を持ちかけられ、同意し、サインをしただけである。○○○○や○○○○の事は知らないし、ましてや本事業のことは鳥取県から意見を求められるまで知り得なかった。
このように会ったことも話したこともない団体の事業関係者のように扱われることには、納得がいかない。
- ・ 開示する書類は、○○○○の○○○○氏と作品をつくるという、平成24年度からの合同公演への参加合意書であり、○○○○との契約、取引書類ではない。
- ・ 公正な県政の推進という鳥取県情報公開条例の主旨に従い、本事業の執行と関係のあるものと関係のないものの仕分けが厳密になされるべきである。

第5 実施機関の説明

1 ○○○○氏の主張への反論

公文書開示にあたっては、○○○○氏を含む○○○○の社員に関する個人名、住所、印影は、特定の個人が識別される情報として、鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号に規定する非開示情報として非開示とした。当該情報を非開示とすることにより、一般人基準として、個人の権利利益を侵害するおそれは認められないと判断した。

2 ○○○○氏の主張への反論

里見八犬伝企画書に記載されているスタッフの個人名や団体名、顔写真、プロフィールの個人情報や業務関連であり純然たるプライバシー情報ではなく、本人やその他のホームページ上でも広く紹介されている公知情報でもあり、不利益が具体的ではない形式的な個人情報である。

よって、鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号に規定する非開示情報には該当しないと判断した。

また、作品制作の予算書については、本件事業の実施目的である人形劇の公演に関する予算書であり、本件事業に無関係なものとは言い難く、また、開示することにより法人の事業活動が損なわれるとは認められない。

よって、鳥取県情報公開条例第9条第2項第3号アに規定する法人不利益情報には該当しないと判断した。

3 ○○○○氏の主張への反論

法人の代表者名は公知情報であり、本来、代表取締役の職責については、一般的に会社を代表して責任が生ずることは周知の事実であり、代表取締役として氏名が出ることにより生ずる不利益も具体性がない。

また、氏名の公開について「個人に関する情報」としてとらえた場合でも、個人情報はあくまで保護すべき個人に関する情報であって、形式的に個人情報であっても、個人としての私的領域における権利、正当な権利が害されるおそれがあると評価できない場合は、そもそも「個人に関する情報」として非開示とすることは適当ではない。

よって、鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号及び同条同項第3号アに規定する非開示情報には該当しないと判断した。

4 ○○○○氏の主張への反論

法人の名称、住所、代表者氏名は公知情報であり、○○○○との取引があったことが公になることによる業務上の支障のおそれが具体的でなく、競争上の地位その他正当な利益を害するような法人不利益情報とまではいえない。

よって、鳥取県情報公開条例第9条第2項第3号アに規定する法人不利益情報には該当しないと判断した。

第6 本件異議申立審議の経過

平成24年	3月1日	諮問書を受理
	3月28日	実施機関が理由説明書を提出
	5月1日	異議申立人(○○○○氏)が意見書を提出
	5月2日	異議申立人(○○○○氏)が意見書を提出
	6月19日	審議

※ ○○○○氏及び○○○○氏からの意見書の提出はなかった。

また、全ての異議申立人は、本審議会に対する口頭による意見の陳述を求めている。

第7 審議会の判断

1 ○○○○氏の異議申立てに係るもの

氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報は、開示すべきである。

よって、一般人が個人を識別し得るかどうかの問題となるが、本案件については、個人名、住所、印影という明らかに個人が識別される情報は非開示としており問題はないため、他の情報と組み合わせることにより個人が識別される可能性のある次の点について審議した。

(1) 「連合議員の○○○○」の記載について

① 本件開示文書に関連する事件については、市町村ふるさと雇用再生特別基金事業に係る委託金の不適正使用として新聞等で報道されているところである。

これらの報道内容について、実施機関から提出された新聞記事の写し等により内容を確認したところ、「伊藤正三議員の関係者が雇用された旨」「伊藤正三議員の親族が雇用された旨」の記載が確認された。

② 当該新聞記事は、直近のものでも掲載から4か月以上が経過しており、一般人が当然に入手しうる情報とはいえないとの見方もできるが、県中部地域の住民にとっては、当時大々的に報じられ、地元で話題になり、今なお記憶に新しい事件であり、「連合議員といえば伊藤正三議員である。」ことは、周知の事実といえる。

③ この新聞記事と、開示文書に記載された「連合議員の○○○○」を組み合わせれば、「連合議員の○○○○は○○○○氏である。」ことが十分に特定され得る。

④ よって、「連合議員の○○○○」の記載は、今回開示決定されることによる新たな個人情報であり、鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号に規定する特定の個人が識別され得る情報と解されるため、「○○○○」の記載は非開示とすべきものと判断する。

(2) 「I氏」の記載について

一般的にイニシャル表記だけでは、個人を特定することはできない。

今回のケースについても、開示文書のほか、一般人が入手できる情報として(1)の新聞記事を確認したが、新聞情報と合わせても「I氏」が「〇〇〇〇氏」を指すことを一般人の基準で推認するに足るものとはいえない。

よって、鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号に規定する個人情報とはいえないため、開示することが適当である。

2 〇〇〇〇氏の異議申立てに係るもの

(1) 企画書等の作品情報について

① 開示請求者は、広域連合が、市町村ふるさと雇用再生特別基金事業をめぐる事件について県に報告した全ての文書の開示を求めている。

企画書等の作品情報も広域連合の調査報告書の一部であり、開示対象文書に含まれるものである。

② 企画書には、制作スタッフ、参加劇団のほか、あらすじや予算案が記載され、〇〇〇〇の大型人形劇「里見八犬伝」の制作技術上の情報とも考えられる。

しかし、「南総里見八犬伝」は江戸時代後期に著された長編伝奇小説であり、これまでも繰り返し演劇化等が行われてきた作品である。また、予算案は概算額であり、スタッフ、参加劇団についても同種の業務を行うものであれば計り知る事ができる情報といえる。

よって、法人の競争上の地位を害するおそれがあるとは認められず、鳥取県情報公開条例第9条第2項第3号アに規定する法人不利益情報に該当しないため、開示することが適当である。

なお、当該演劇の具体的演出に関わる脚本・歌詞は非開示としているところである。

(2) スタッフ情報について

① 広域連合の調査報告書に記載されるスタッフの個人名は、スタッフが行う事業遂行上の情報としてとらえることが適当である。

調査報告書にはスタッフがいつ・誰と面会したかが記載されているが、これらの事実は通常の業務打ち合わせの範疇であり、委託金の不適正使用への関与をうかがわせるものはなく、事業を営む者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、鳥取県情報公開条例第9条第2項第3号に規定する法人不利益情報に該当しないため、開示することが適当である。

② 企画書等には、個人名に加え、顔写真、プロフィールが記載されているが、これらの情報はホームページ上で確認できる内容であり、鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号アに規定する慣行として公にされた情報といえ、開示することが適当である。

③ 予算案に記載されるスタッフへの支出額は一般的な市場相場と考えられ、実際の支出額でないことは明らかなため、鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号に規定する個人情報に該当しないため、開示することが適当である。

3 〇〇〇〇氏の異議申立てに係るもの

〇〇〇〇の代表取締役氏名は、法人登記簿に登載される役員に関する事項であり、鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号アに規定する法令等の規定により公にされた情報であり、開示することが適当である。

4 〇〇〇〇氏の異議申立てに係るもの

① 開示請求者は、広域連合が、市町村ふるさと雇用再生特別基金事業をめぐる事件について県に報告した全ての文書の開示を求めており、〇〇〇〇に関する情報を含む文書も開示対象文書に含まれる。

